

令和3年度 熊本市立城南中学校 「いじめ防止基本方針」

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせ、基本的人権を侵害するものである。学校におけるいじめは大きな社会問題となっており、いじめを原因として生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生している。また、近年、インターネットの急速な普及や価値観の多様化、様々要因による精神的ストレスの増加など、子どもたちをとりまく環境が大きく変わり、いじめも陰湿化、集団化するなど、その態様も複雑化している状況がある。

熊本市においては、市教育委員会を中心に「いじめは絶対に許さない」という強い意識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、家庭・地域・関係機関等と連携し、「いじめ根絶」に向け取り組んできた。また、「徳・知・体」の調和のとれた教育を目指し、特に子どもたちの豊かな人間性の育成のため、道徳教育を中心に全ての教育活動の中で、様々な体験活動を通じた心の教育を推進してきた。

熊本市立城南中学校いじめ防止基本方針（以下「本校の基本方針」という）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、以下「法」という）第13条の規定に基づき、生徒の人権と尊厳を保持する目的のもと、国・県・市・学校・家庭・地域住民その他の関係者が連携して、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、本校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する重要な問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指して行われなければならない。そのためには、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置するといったことがないよう、「いじめを許さない」といった態度を育成することが重要である。また、いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、基本的人権を侵害する行為であることを全ての生徒が十分に理解し、学校全体でいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。さらに、いじめを解決していく過程の中で、そこに関わる生徒等の人間的な成長を期して行われなければならない。いじめ防止等の対策では、いじめられた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域その他の関係者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条において、いじめとは以下のように定義されている。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 「一定の人的関係」とは、学校内外を問わず、学校・学級・部活動・塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている何らかの人間関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒を感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあげられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの理解

いじめは、どの生徒、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、被害も加害も経験することが比較的多い。「暴力を伴わないいじめ」であっても何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。加えて、

いじめの加害・被害という2者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造から発生する問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、学校全体にいじめを許さない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

第2 いじめの防止等のための対策の内容

1 本校の基本方針の内容

本校のいじめ防止基本方針は、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処等をより有効的なものにするため、家庭や地域・関係機関との連携を図り、いじめ防止対策推進法により新たに規定された学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするものである。また、これまで講じてきたいじめ予防に関する対策や指導に関する情報の蓄積を生かしながら、いじめの予防及び措置に関する取組を定めるものである。

本校のこの基本方針に沿った対策を実現するため、学校・地域社会に法の趣旨・目的を周知し、いじめに対する意識改革を促しながらいじめの問題への正しい理解を広めるとともに、生徒を見守る体制の整備、教職員の指導能力の向上及び関係機関との連携を図り、十分な対応を実施しながら、その達成状況や取組の実施状況について継続して検証していくものとする。

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの生徒、どの学校でも起こりうるものであるとの認識から、いじめの問題を根本的に克服するためにはいじめの未然防止が重要であり、すべての生徒をいじめに向かわせることなく、心

の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくることを目指して関係者が一体となって継続的に取り組む必要がある。その実現には、学校での教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことを単なるスローガンとしてではなく、実生活における行動として身につけさせることが必要である。そのためには、生徒の豊かな情操や道徳心を醸成し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を育成し、心の通う人間関係を構築する力を養成することが重要である。また、いじめの背景には生徒の心的ストレス等、心理的な要因もあることから、その解消・改善を図るなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも忘れてはならない。生徒に関わる大人たちが一体となり、すべての生徒が毎日の生活において安心して過ごし、自己有用感や充実感を感じられ、共感的人間関係を構築する働きかけを行うことも、いじめの未然防止に結びつくものである。さらに、学校におけるいじめ問題は、社会全体で対応することが重要であることから、市民全体がいじめに関わる取組の重要性について認識し、家庭、地域と一体となって取り組んでいけるよう、普及啓発を行う必要がある。

(2) いじめの早期発見

- ・いじめの早期発見は、問題の重大事案化を防ぐために最も重要なものであり、生徒に関わる全ての大人が連携して生徒の変化に気付く力を高めることが必要である。
- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくいように行われることを認識し、些細な変化であってもいじめの可能性を疑い、積極的にいじめを認知することが必要である。
- ・いじめの早期発見のため、学校は教育委員会と連携して、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して常に生徒のわずかなサインも見逃さないようにすることが必要である。

(3) いじめへの対処

学校は、いじめがあることを確認した場合は直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導することが必要である。また、家庭への連絡や教育委員会への相談のほか、事案に応じて関係機関と連携することが必要である。このため、教職員は平素からいじめを把握した場合の対処について理解を深めておかなければならない。とりわけ、いじめを行ったとされる生徒からの事実確認等は、その立場や状況を十分に配慮しながら慎重に行う必要があり、対人関係スキルを身につけるための研修等を実施するなど、学校における組織的な対応を可能にする体制を整備していくことが重要である。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で生徒を見守りながら健やかな成長を促すことは学校教育の基本であり、その実現には学校関係者と家庭、地域との連携は欠かせないものである。こうした観点から、いじめの問題についてもPTAや地域の関係団体等と学校関係者が協議する機会を設けたり、学校評議員会を活用したりするなど多様で具体的な対策が立てられ、それらが有効に機能するよう取り組んでいかなければならない。また、学校と家庭、地域が連携・協力して、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができる環境づくりを推進する必要がある。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や市教育委員会がいじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機

関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要である。そのため、平素から学校や教育委員会と関係機関の担当者による連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

第3 いじめの防止のための本校の取組

1 いじめ防止等対策委員会の設置

(1) 目的

法第22条に基づき、本校におけるいじめ防及び、いじめの早期発見、いじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、常設の組織を設置する。組織の名称は「熊本市立城南中学校いじめ防止等対策委員会」とし、年間2回以上は開催するよう努める。

(2) 機能

- ・「熊本市立城南中学校いじめ防止基本方針」について検討を行う。
- ・生徒のいじめの実態把握や現状分析、それを効果的に防止するための具体的で実践的な方策を検討する。
- ・外部専門家から意見を聞き、学校の対応等に活用する。
- ・学校で把握したいじめに対して、組織的な対応を推進するとともに、その取組に対して協議、調整、評価を行う。
- ・学校で把握したいじめの重大事態に対して、教育委員会と連携し対応する。

(3) 構成等

本校の複数の教職員、心理に関する専門的な知識を有する者、その他必要に応じて外部専門家等などをもって構成する。

- ・学校の管理職、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する。なお、問題の状況等に対応して関係教職員などを参加させるが、場合によっては特定の教職員を含めないこともある。
- ・心理や福祉の専門的な知識を有する者を構成員とする。
- ・構成員については、PTA、学校評議員等に情報を提供し、状況に応じてその意見を聴くことができる。

構 成 員	校 内	校長、教頭、教務、学年主任、生徒指導主事、養護教諭
	外部専門家等	スクールカウンセラー、南署スクールサポーター、SSW、PTA 等

2 学校におけるいじめの防止等に関する取組

本校基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

(1) いじめの防止のための取組

①いじめについての共通理解

- ア 職員会議等で本校の基本方針に基づいて対応することを徹底する。そして、個々の教職員がいじめの問題を一人で抱え込むことなく、学校が組織として一貫して対応する。
- イ 年間を通して、適宜、生徒がいじめ問題について学ぶ時間を設定する。

- ウ 障がいのある生徒（発達障がいを含む）が加害や被害となるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用して情報を共有するとともに、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- エ 大規模災害等により被災し、避難している生徒については、非日常的な環境への不安感等を含めた心身への多大な影響を教職員が十分に理解し、心のケアを適切に行いながらいじめの未然防止・早期発見に努める。

②いじめに向かわせない態度・能力の育成

- ア いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、生徒及びその保護者に対し、学校生活を送る上での安心感を与えると同時に、いじめの加害行為の抑止につなげる。
- イ 生徒会を通して生徒が主体的に考え、いじめを防止する取組を推進する。
- ウ いじめ防止等に向け、教職員、生徒の人権意識を高める活動等の充実を図る。
- エ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。
- オ 対人関係に関わる様々な体験活動を促進するとともに、読書活動の充実を図る。
- カ 集団の一員としての自覚とコミュニケーション能力等を育成する。人間関係から発生する生徒が感じる困難に対して、前向きにかつ適切な対応ができる対人関係力を身につけさせる。
- キ 部活動等を通して社会的な態度を育成し、対人関係力の育成を図る。

③いじめが起きにくい集団の育成

- ア 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを推進する。
- イ 人間関係を把握し、一人一人が活躍できる場を設定する。
- ウ 生徒が、人間関係を含む様々なストレスに適切に対処できる力を育む。
- エ P T A活動において、保護者同士の相互理解を深めるための活動を促進する。

④生徒の自己有用感や自己肯定感の育成

- 全ての教育活動を通して、生徒が主体的に行動し、他者の役にたっているという自己有用感や、自分自身のよさを認め、自分は大切な存在であると思える自己肯定感の向上に努める。

(2) いじめの早期発見の取組

- ①全ての教職員は、日常的に生徒との積極的な関わりをもつことで、生徒が安心して相談できる信頼関係を構築するよう努める。
- ②定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組む。
- ③「いじめのチェックリスト（保護者用、教職員用、学級担任用）」を定期的実施して分析を行い、その結果を生徒への指導に活かす。
- ④いじめについて生徒や保護者が、校内で相談できる場所及び教職員等について周知徹底を図る。
- ⑤生徒、保護者、地域等へ、来所や電話、メール等での相談の窓口を周知する。
- ⑥教職員は日常的に生徒の様子に目を配り、生活ノートやきずなアンケート等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- ⑦生徒の心身の状況に配慮した健康観察に全職員で取り組む。
- ⑧養護教諭と担任が連携し、健康相談を通して、いじめの早期発見と迅速な対応に努める。
- ⑨週1回の「生徒指導部会」は、スクールカウンセラーの助言等の支援を受けて指導を行う。また、それを受けて生徒指導職朝において、生徒の様子について職員間の情報交換を行い、共通理解と共通実践につなげる。

(3) いじめに対する措置

①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合、直ちにその場でその行為を止める。
- イ いじめの疑いがある相談や訴えがあった場合には、当該生徒の立場に立ち、その話を十分に聴いたうえで可能な限り早急に対応する。生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、極めて大きな負担を要する。教職員はこうした事実を十分に理解し、迅速に対応する。
- ウ いじめられた生徒やいじめを報告してきた生徒の心身の安全を確保する。
- エ 担任等がいじめを自らで解決するものとして抱え込むことなく、管理職等に速やかに報告するなど、組織的な対応を要請する。

②いじめの事実確認と報告

- ア いじめ防止等対策委員会を中核として、速やかにいじめの事実確認を行い、情報の記録と保存に努める。校長は、その結果を教育委員会に報告する。
- イ 家庭訪問等により、事実として確認された具体的な内容を可能な限り迅速に保護者に伝える。
- ウ いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄警察署と相談し適切に対処する。

③いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ア いじめられた生徒や保護者に寄り添い支える体制をつくる。また、必要に応じて、関係機関との連携を図る。
- イ いじめた生徒に対して、必要に応じて別室指導や出席停止の措置により、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

④ いじめを行った生徒への対応

- ア いじめた生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を考え、当該生徒が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的配慮をしつつ、毅然とした態度で指導する。
- イ いじめた生徒には、いじめられた生徒の気持ちを理解させるとともに、思いやりの気持ちや共感的な態度を身につけさせる。
- ウ いじめた生徒への対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下に取り組む。

⑤いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめを止めることができないときは、その事実を誰かに知らせることが重要であることを理解させる。
- イ いじめに直接関わらなくても、周囲からはやしたてたり、傍観したりすることは、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ウ 「城南中学校いじめ根絶宣言」を通して、学級全体で話し合うなどして、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- エ いじめの解決は謝罪のみで終わらせるものではなく、人間関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すよう働きかける。

⑥ インターネット上のいじめへの対応

- ア インターネット上にアップロードした画像や動画等の情報は無制限に拡散し、その後に消去することが極めて困難である。生徒にはそうした行為がいじめの被害者にとどまらず学校や家庭・社会に多大な被害を与える可能性があるなど、深刻な影響を及ぼすことを理解させる。
- イ インターネット上のいじめは、名誉棄損罪や侮辱罪、損害賠償請求の対象となり得ることや、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。

ウ 学校非公式サイト等パトロールで発見され、報告を受けたインターネット上のトラブルに対して、迅速に対応する。また、インターネット上の不適切な書き込み等は直ちに削除させる。

(4) いじめに対する措置を実施する上での注意点

いじめは、単に謝罪によって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

○いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続している。教職員は、この期間被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、その期間が経過した段階でいじめの有無について改めて判断する。当該行為が止んでいない場合は、さらに相当の期間を設定して状況を注視する。

○被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒本人及びその保護者と面談等を実施し、心身の苦痛を感じていないか確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では被害生徒を徹底的に守り、その安全と安心を確保する責任を有する。また、上記のいじめが「解消している」状態とはあくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でもいじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、事後も被害生徒及び加害生徒を日常的に注意深く見守る必要がある。

(5) 教育相談体制

生徒及び保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

- ・2者教育相談や3者教育相談を長期休暇中や学期末に実施する。
- ・本校を対象校とするスクールカウンセラーの配置を充分活用することにより、いつでも相談できる環境を設定する。

(6) 生徒が主体となる取組

生徒自らがいじめ問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

①「城南中学校いじめ根絶宣言」

生徒総会で「城南中学校いじめ根絶宣言」の見直しを全校生徒で行うことで、「いじめ」についても生徒一人一人が主体的に考える場を設ける。

②ハートフル講演会

外部からの講師を招聘し、学校全体でいじめや人権等のことについて考え、道徳心を深める場を設ける。

(7) 研修

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関しては、日頃から教職員の共通理解を図っておくことが重要である。さらに、いじめ問題等に関する校内研修を年1回以上実施する。

①年間を通して1回以上の「いじめ防止研修」と、「いじめに関する共通認識を深める校内研修」を実施する。

②全職員が人権に関する1年間の取組みや実践をレポートにまとめ、人権レポート研修会を開催して互いの実践を学び合う機会を設ける。

(8) 家庭や地域との連携

- ①適時、学級・学年懇談会を開催し、学校や家庭、地域での生徒の様子について情報交換を行う。
- ②定期的、また、必要に応じて家庭訪問や教育相談を実施することにより、生徒の現状をできるだけ正確につかむ。

(9) 関係機関との連携

- ①「城南中校区こころネットワーク会議」を開催し、地域での子どもの様子について情報交換及び共通理解を図る。
- ②「幼小中連携の日」の取り組みを実施することで、小学校や幼稚園と連携し情報を交換するとともに、生徒にとって適切な対応を協議する場を設ける。
- ③いじめられた生徒やいじめを行った生徒に対して、スクールカウンセラー等によるカウンセリングを定期的、継続的に行い、状況によっては教育相談室、子ども総合相談室、児童相談所との連携を積極的に図る。

(10) 重大事態への対応

- ①「重大事態の発生と報告」
重大事態が発生した場合、事態発生について速やかに教育委員会を通して市長に報告しなければならない。
- ②「重大事態に対する調査及び組織」
ア その事案が重大事態であると判断した場合は速やかに当該重大事態に係る調査（いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査）を行う。
イ 調査についてはいじめられた生徒、保護者の訴え、それまでの経緯や事案の特性等を踏まえ、市教育委員会の判断の下、「熊本市いじめ防止等対策委員会」、「熊本市立城南中学校いじめ防止対策委員会」のいずれかが調査を行う。調査は、国の基本方針や「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（文部科学省）を十分参考にする。
- ③「調査結果の報告」
ア 学校はその事案が重大事態であると判断し、調査を行った場合には、その調査結果を、教育委員会を通じて市長に報告する。
イ 調査により明らかになった事実関係は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して事実関係等、その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえたうえで事実関係の説明を行う。なお、いじめを受けた生徒本人、又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒やその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け付け、調査報告書に添付すべき書類として市長に送付する。

第4 取組の評価等

- ・学校評価の中に、「豊かな心をはぐくむ教育の推進」「いじめや問題への対応」の項目を設け、取り組みの改善に生かす。
- ・学期ごとに教育実践を評価し、職員や組織としての取組みを自己評価することで取組への課題を精査し、見直しと課題解決を図ることで改善を図っていく。

資 料

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第十三条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第二十八条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合にはその事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大の被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

城南中学校いじめ根絶宣言

- 一 自分勝手なことをせず、相手の立場に立って行動します。
- 二 自分を、そして生命を大切にします。
- 三 友だちを思いやり、大切にします。
自分と友だちの違いは個性として認め、相手を尊重します。
- 四 ひそひそ話やかげ口を言いません。
インターネットやSNSなどで誹謗中傷もしません。
- 五 嫌なことをされたら、はっきり「やめて」と言います。
いじめを見たら、止め、相談する勇気を持ちます。

平成29年6月1日 熊本市立城南中学校生徒会

（この宣言は平成19年に本校生徒会で作成され、改正されたものです。）

城南中学校スマホ思いやり五か条

「おもいやり」5か条〈改正〉

- 「お」送らない、載せない、個人情報
- 「も」もうやめよう♡相手を傷つける書き込み
- 「い」今すぐ設定♡フィルタリング機能
- 「や」やめよう♡深夜の迷惑送信
- 「り」利用時間は3時間

城南中学校生徒総会 平成27年7月7日採択 令和元年6月7日改正

